

① 広島城内勘定所の盗賊

○（安政二年三月廿四日）去ル十四日白昼、御城御勘定所江盗賊入、御銀式貫刃余盗取候由、尤御歩行組渡辺幸次郎名前を偽、番人を欺、鎗を為出、這入候由、盗賊者御歩行組御用達所詰何某二而可有之趣之由也

○（四月十一日）去月廿四日記二有之御城御銀蔵盗賊、御書方御歩行組増田藤兵衛倅二而、此間尾路（道力）方召捕帰候由、藤兵衛ハ一井嘉内弟也

② 増田藤兵衛の斬罪と増田家改易

○十二月七日、暁より雪降り昼迄止まず、凡そ一寸四五分位積る。

○同川十八日、昼八ツ時出火後、松原馬術先生井口氏焼失。

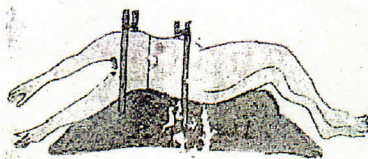
○同月廿六日、元歩行組藤太郎、斬罪俗に胴切と云ふ、この藤太郎と云ふは、猿猴橋古町にて御書方書翰、増田藤兵衛と云ふ人の倅にて「御書方見習に召出さる」、近來親子勤めに繁昌候ところ、右藤太郎（当年二十一才）若氣放蕩酒色におぼれ、大須賀にておかねといふ酌取り女に馴れ合ひ、大金を遣ひ、当三ごろ御城御勘定所へ忍び入り、銀二貫目盗み取り候事相知れ召捕られ、格禄御取上げ入牢のところ、今日右の通り御成敗、親藤兵衛は御改易に相成り、家名断絶、おかねは今日御城下追放に相成る、誠に一時の出来心と申しながら、阿親へ難儀をかけ、累代の家を絶やし、我身はずだずたに相成り、実に憐むべき事なり、若き人達は前車の戒め、慎むべし慎むべし、親藤兵衛は扶持禄御取上げ、御城下住居御構ひ、牛田村へ引込み候由。

○当春、江戸にて今井多藏と云ふ番頭、御銀を盗み取り、吉原にて遣ひ候事相知れ召捕られ、御国へ帰され入牢のところ、先達て申死、今日死該取捨て相成る、存命ならば藤太郎と

⑤ 様斬 ためしきり

江戸時代、人を実際に斬って刀剣の利鈍をためしたことを、様斬ともいう。將軍の佩刀の場合、死罪の刑に処せられた者の死体を用い、牢屋内の様場において執り行った。浪人山田朝右衛門が代々御様御用の任にあたり、腰物奉行らの立会いの下で、土壇に横たえられた刑屍を握物斬して斬れ味などを報告する。朝右衛門はまた、町奉行同心に代わって斬首刑の首打役を務めることがあり、その際に大名、旗本、陪臣から依頼された刀をためした。なお路上に通行人を襲う辻斬にも様斬の目的を持つものがあつたが、これはもとより犯罪として罰せられた。

加藤英明 石井良助『江戸の刑罰』中公新書、一九六四年。



死人試し（一ノ胴斬り 著者蔵 『試し斬り秘伝書』より）

⑥ 広島城下の監獄

治罪 其五 監獄

『日本史大事典』（平凡社）

切り試しには、生き胴試し・死人試し・堅物試しなどの三法がある。

（中略）

② 死人試し 普通、死体を土壇のうゑに座位、または臥位をとらせ、挟み竹で固定してから斬る。斬り手は足を八の字に、肩幅くらいに開いて土壇のまえに立つ。腰を折り前かがみになつて、刀の切先を死体のうゑに当てる。

（中略）

この姿勢から刀をできるだけ大きく振りかぶり、土壇の底辺、つまり平地との境目を狙って振りおろす。その場合、土壇まで切り込んだのが、いわゆる「土壇払い」である。死体の切る箇所は定められており、それぞれ名称が

往古広島府下の監獄は孰れの地に在りしか詳ならずといへども、市中の牢舎と城内の牢舎と二つに分れありしか如し（古老伝へ）、後牢舎は上流川に、刑場は竹ヶ鼻に移されたり云々と其城内の牢舎は第三郭南門内の西側に在り、是は二重罫の牢舎にして牢内甚だ狭く、恰も戦時に敵の捕虜を鎖鑰する監舎に似たるあり、素より多数の囚徒は包容すべからざるか如し、故に其当時普通の犯罪者に在ては之を市中の牢舎へ収容せしか、若くは仮に城櫓等へ収監せしやも知るべからず、寛永十年十二月に至りては已に藪邸、即ち上流川市門西側の一邸を以て牢舎を設置せられ、市中の牢を茲に移され、普通の罪囚を収監せられたるか如し、而して此藪邸内には糺弾所も設置ありし由なれとも、是亦其詳細は知るべからず、享和年間に至り此所にて罪囚の糺問をは廢止せられ、城内町奉行所（是は真鍋城門内の西町奉行所及立）に於て之を執行せし所なり、是來監獄

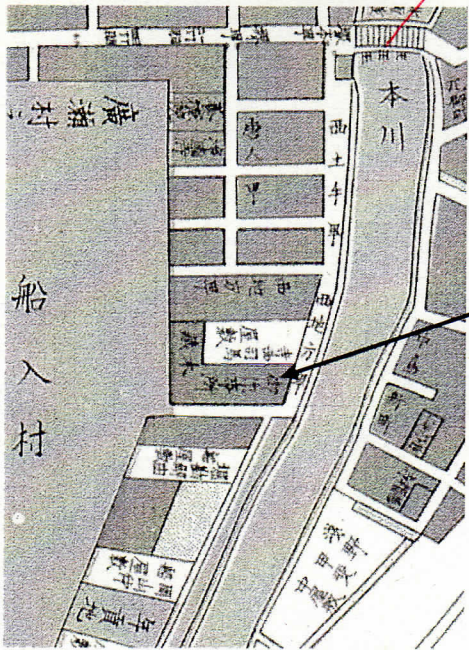
同罪たるべきものなり。

進藤寿伯『近世風聞・耳の垢』(蛙書房)

③ 竹の鼻

御材木場あり、此内に御歩行組以下の御多門あり、其奥に罪人を刑罪する場所あり、すへて此あたりを竹の鼻と言へもと竹藪なりしを切ひらきける故よへるか、此所正徳五未年貢地壹畝十歩引高にて御作事方御用地となりぬ、罪人を刑罪する事へそれより古く温故集に寛文三年癸卯竹の鼻御成敗天心院殿御覽と言事もみえ、むかし「ハ國君御覽ありし事多く顯妙院殿の御時體國院殿若君にておへしまし、か御兩殿ながら御覽ありし事も舊記に出たり、此體國院殿の御代より其事ふつにた多今は舊記もそら言にハあらずやと覺ゆる如く成ぬ、此竹か鼻の御仕置者いつれの時よりはしましといふ事詳ならず、又古く御入國のはしめなどハ重罪の者は悉く樽か鼻にて刑罪あり、刎首などハミな御家老衆下屋敷にてとり行ハれし事寛永頃の記録に數多く見えたり、

④ 竹の鼻があつた「御作事所木蔵」



「天明年間の広島城下絵図(1785年ごろ)」
『新修広島市史』第5巻地図

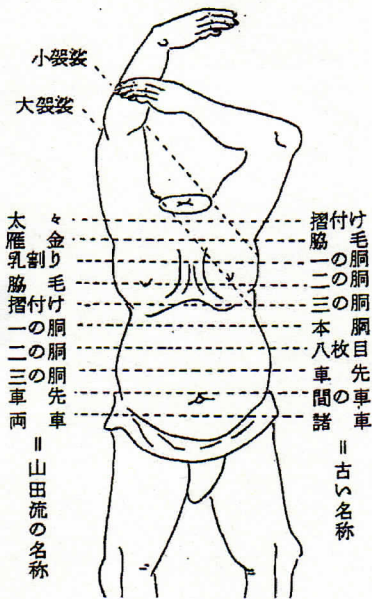
は永く同地に在て後遂に廢藩の当年に及ぶ所なり、而して彼の刑場の如き、磔・火刑等の重罪は佐伯郡草津村の樽か鼻、若くは同郡己斐村に於て之を執行し、斬罪・討首の如きは府下字竹か鼻なる材木邸の境内と定められたり、然れとも此行刑場は庶民を処刑する所にして藩士の刑場にあらざりき、此材木邸といふは元材木新開材木邸即ち竹か鼻作事所是なり、後世に至り此邸地は徒刑場に充用せられたり、且別に竹屋村なる下米倉をも監獄と為せり、旧記に拠れば寛永十年十二月成敗者場はあらざる旨家老より作事奉行へ執達せりとあり、藩内各郡府及尾道三原等各地方監獄の事たる其構成法は、概するに同一にして地方に依り小異なき能はずと雖、今茲に尾道牢舎法を左に掲げ一般の状況を領知せしむ

「芸藩志拾遺」第廿四卷 『広島県史』近世資料編一

⑦

きりだめし「切り試し」 刀の利鈍を知るため、人間または物を切ってみること。切り様子、試し切りとも。中国では古くから人間の切り試しが行われていた。春秋のころの庚興、南北朝の

(中略)



付せられていた「挿圖」。それも流派により、また時代により若干違っていた。骨の多少により切るのに難易があった。もつとも切りにくいのはいちばん上の太々、次はいちばん下の両車で、以下、雁金・乳割り・脇毛・摺り付け・車先・一の胴・二の胴・三の胴などの順に、切りやすくなる。なお、死体の数による称呼もある。死体が一個の場合を「一つ胴」、二個の場合を「二つ胴」などと呼び、最高は「七つ胴」にも及んでいる。このように胴の数の多い場合は、重い鉛錘をかけた、台のうえから飛びおりに切る。江戸初期には山野加右衛門で引き受けていたが、その後は門人筋の山田浅右衛門家の専業となり、明治に至った。他方では各藩の腕利きが行っていた。羽前の庄内(鶴岡)藩では、鐔師の正阿弥伝之丞吉長が、達人という評判だった。斬罪が明治十五年に廃止になったあとは、囚人の死体が手に入らなくなったので、死体による切り試しは不可能になった。それで豚を代用品にすることも行われていたが、やがて「巻き薬切り」が考案され、現今はすべてこれに拠っている。青竹を中に入れた直径一三センチくらいの葉束が一つ切れたら、一の胴を落としたと同等の切れ味とされている。

福永酔剣『日本刀大百科事典』
(雄山閣出版)

死刑

⑧

一磔

但城外新開地・村落等に刑場を定め、罪囚を十字架上に縛し之を刑す

一獄門

但刎首して獄門に梟するの意なり、是亦城外交通繁き路傍等適宜の地に梟首す

一火罪(火炙)

但是亦城外村落己斐村 草空瀬の原頭等に刑場を設け、津村等罪囚を十字架上に昇し之を刑す

一斬罪(胸斬)

但船入村竹が鼻なる既定刑場に於て土壇を設けて之を刑す、試刀の爲め藩家の刀剣を試用するあらは藩士をして執刀せしめらる、此刑は官物を窃取せし者多く之に処す

一討首

但同前刑場に於て屠者をして刀を執り刎首せしむ、窃盜三犯以上の者は之を獄舎の境内にて斬首す、之を牢口刎首と称せり、往古は家老の別荘等にて刎首せしといふ

〔芸藩志拾遺〕第廿一卷〔『広島県史』近世資料編一〕

追放

一領分追放

犯罪の較重き者は其額後に右腕に改むに懸して獄に繋留したる後に藩境に於て之を他国に放逐するなり、此懸は後

⑪

關所(けつしよ)

戦乱、謀反、犯罪などによって没収された所領・所職、もしくはその没収行為をいう。

(中略)

〔近世〕「欠所」とも書き、江戸時代、付加刑として他の刑罰にあわせ科せられた財産没収。私的に所持する財産を没収するもので、公的な支配権の召上げは「改易」と呼んで区別した。「公事方御定書」によれば、鋸挽、磔、獄門、火罪、斬罪、死罪、遠島および重追放の諸刑には田畑・家屋敷・家財の取上げが、中追放には田畑・家屋敷の取上げが、軽追放には田畑の取上げがそれぞれ付加される。これを欠所と称し、武士・庶民を通じて適用したが、扶持人の軽追放においてはとくに家屋敷のみの欠所とする。なお犯罪がもつぱら利欲にかかわる場合、江戸十里四方追放や所払の刑にも田畑・家屋敷の欠所を用いた。「公事方御定書」はこのほか諸犯罪の各則で、財産没収を単独の、もしくは付加的な刑種に定めている。欠所の財産は入札に付され、その代金は官収となった。妻を義の持参田畑、妻子の諸道具や寺社村の品は処分の対象から除外されるものの、欠所には家族などの生計基盤を奪って、事実上集団的責任を負わしめる作用があった。もつとも、のちには運用面で取扱いが緩和されたという。

園 笠松宏至『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年。

加藤英明

『日本史大事典』(平凡社)

竹の鼻討首と星野良悦

⑬ 星野良悦の「身幹儀」製作

星野良悦(1756-1802)は広島堺町(現在の広島市中区本川町)の町医師だった。木骨制作の経緯は星野良悦・大槻玄澤の『身幹儀説』(1798-1802)に、次のように述べられている。広島では顎関節脱臼の整復法は秘されて教えを乞うても拒絶され、良悦は真骨を研究して技法を会得するほかないと考えていた。ある日、薬草採取の折、草叢に比較的新しい頭蓋骨を見つけ、顎関節の構造を研究して脱臼の整復法を考案、患者に試して整復に成功した。この経験から骨格を詳しく知ることが医師にとって重要であると考えた。良悦は藩に何度も願い出たあげく、寛政3年4月(1791)に刑死体2体の下げ渡しを受けた。1体は他の医師らとともに内臓を解剖して『解体新書』と照合し、その記載の正しさに感銘を受けた。他の1体は蒸した後に軟部組織を除去、水洗して日に晒し、全骨を得た。そして工人、原田孝次に木骨制作を依頼、約300日後に完成した。

片岡勝子「星野木骨(身幹儀)―江戸時代に制作された最初の等身大人体骨格模型―」(『日本医学雑誌』第62巻第2号(2016))

年初犯は黥を止めて放逐し、若し後日帰藩して罪惡を為さは茲に初めて黥して再び藩境の追放を為す事に改む、尤後來猶帰藩して罪惡を為さは茲に於て死刑に処す、又其犯罪の情状に依り加重して幾年牢舎の後に追放を宣告するあり、黥及び曝の上にて追放を宣告するあり、孰れも藩境にて追放を執行す

一 郡追放

従来該罪囚の居住せし郡外に放逐す、帰郡罪惡を為さは其刑の加重する前項に准す

一 村追放

但罪人の居住せし村外に放逐す、其他は前項に准す
一 城下追放
広島市民に限り之に処す、其罪は村追放に該当するものともし

〔芸藩志拾遺〕第廿一卷 〔広島県史〕近世資料編Ⅰ

⑩ 附加刑

一 黥

但領分追放の刑に処する者に附加す、当初は初犯に於て前額に入墨して追放せしか、後年には二三犯に於てし、且額黥を腕黥に改定せられたり

一 鬻所

但罪人一己の財産は一跡鬻所と稱し、永牢以上は其全部を官に没入し、又追放は其犯情に依り之を妻子に交付するあり、又没収と為すあり

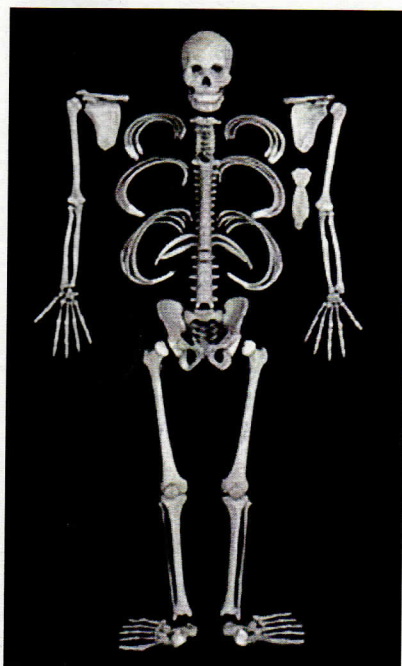
一 曝

但罪人の犯状最兇逆にして、世人を警誡するか為め、本刑の外に之を附加して交通繁き路傍等に於て日数を定め露座繋留す、之を曝と稱す

(中略)

○四月六日雨天、海賊を竹ヶ鼻にて討首獄門、張本貞六・兵次郎、同類文吉・兵藏・弥兵衛・栄藏四人竹ヶ鼻にて討首、この節星野良悦・恵美三白、罪人の死体一人解体す、ほうそ木と云ふ所にて骨を蒸し取り、木骨を拵へ候段大悪評。
○十月二日、押入り盜賊四人、竹ヶ鼻にて討首、ほかに婆々二人(あさ、かん)これはもらひ子をあまた殺し銀を取り、この罪にて討首。

進藤寿伯『近世風聞・耳の垢』(蛙書房)



以上述る所は普通刑名の区別なり、而して磔乃至永牢に処せらるる者に在ては別に其刑に伴ふ附加刑あり、是は犯罪人に係る財産即ち各自私有する所の動産不動産を没収する是なり、是を一跡鬻所と稱す、又追放の刑に処する者は其財産を妻子に交付する事あれども、或は之を鬻所として没収に附する等犯罪の情状に依りて一定せざるは已に前述する所なり、又当藩には過料の刑典なし、蓋し財を以て罪を贖ふは未だ以て其罪科を懲らすに足らざればなりといへり

〔芸藩志拾遺〕第廿一卷 〔広島県史〕近世資料編Ⅰ

⑭ 身幹儀 (星野木骨) ※国重要文化財

1792 (寛政4) 年、広島堺町の医師・星野良悦が工人・原田孝次に依頼して作った等身大の成人男子骨格模型で、舌骨、耳小骨を除く全骨が揃っている。木骨は手根骨や指骨のような小さい骨まで別々に作られ、ほぞとほぞ穴で結合するようになっている。『解体新書』の骨図 (1774 年) と比べて遥かに正確・精巧で、医師と工人の観察力と技術の確かさがうかがえる。

1798 年、江戸に持参して杉田玄白や大槻玄沢から絶賛され、「身幹儀」と命名された。帰広の後、2 体目の木骨を作り、幕府医学館に献上したが、これは行方がわからない。

その後には作られた各務木骨 (1810 年頃)、奥田木骨 (1820 年頃) と違い、星野木骨の頭蓋冠は切っていないが、頭蓋の内部構造や頭蓋内外を連絡する孔は、ほぼ正確に作られていることが、X 線や内視鏡検査でわかる。2004 (平成 16) 年、国の重要文化財に指定された。

なお、星野木骨は全身を組み立てて用いたとは考え難いが、レプリカを組み立てたものが常設展示してある。広島大学医学部ホームページ

(https://www.hiroshima-u.ac.jp/med/about/Institute_of_History_of_Medicine/collection)

- 9
- ②1 小島良大夫……弘化3(1846)側詰膳番兼③73A6
 ④iii 幸長公へ相勤家筋②210A
 ④iii 幸長公へ相勤家筋②213B
 嘉永4(1851)側詰次席③74A9
 安政2(1855)側詰膳番兼③73A12
 安政6(1859)先手者頭次席③53B13
 (良右衛門)
 小島良右衛門……慶応元(1865)歩行頭次席③63B1
 ④歩行頭次席②236B2
- ②2 長谷川半弥……嘉永6(1853)納戸奉行次席③91B27
 (勤平梓被召出)
 安政2(1855)側詰次席③74A12
 安政3(1856)先手者頭次席③53B10
 ④先手者頭次席上々様付人②234B1
 ④先手者頭次席(昌寿院附役)
 ③112A2, ②59(安政2父勤平家督)
- ②3 天野守衛……安政2(1855)浦辺蔵奉行③100A11
 安政6(1859)勘定所吟味役③101A22
- ②4 大柿忠次郎……弘化4(1847)勘定所吟味役③101A17
 ④iii 長晟公え相勤家筋②218A
 安政2(1855)浦辺蔵奉行③100A11
 文久3(1863)納戸奉行次席③92A9
 (藤太)
 ④iv 長晟公え相勤家筋③32A18
- ②5 早川七郎兵衛……④iii 長晟公え相勤家筋②218A
- ②6 松岡台八……弘化2(1845)納戸奉行次席③91B22
 安政4(1857)納戸奉行格③89B6
 文久2(1862)勘定所吟味役③101A25
 元治元(1864)納戸奉行格③89B7
- ②7 三木茂大夫……天保12(1841)奥詰③95B14
- ②8 花房清記……天保13(1842)代官③107B6(清之丞)
 花房清之丞……安政4(1857)郡廻り③65A19
- ②9 宮木玄洞……安政2(1855)側医師並③87B21
 (健庵)園宮本
- ③0 佐竹玄丈……安政2(1855)側医師並③87B22
 (玄伯/一郎)
 佐竹玄白……④側医師並②264B13
 ④合力組(側医師)③130C11, ②110
 佐竹一郎……④医士③144C4, ②39
- ③1 堀 小一郎……④外様儒医組(奥小姓格番外)
 ②265A8
 安政6(1859)奥小姓格③85A6
 ④奥小姓格②242A1
 文久2(1862)用達所詰③97A27
 文久3(1863)納戸奉行上席③88B6
 ④奥小姓格(儒者)③117B1, ②116
 (天保13父栄太郎家督)
 ④合力組(儒医)③130C1, ②116
- ③2 山中順庵……寛政5(1793)側医師並③87B1
 文政4(1821)側医師並③87B12
- ③3 吉田大三郎……天保4(1833)(馬方別当)③105A12
 嘉永元(1848)納戸奉行次席③91B23
- ③4 三村仙兵衛……④中小姓大久保組(川口番居物)
 ③258A11
 文久3(1863)中小姓頭取③79B4
 慶応元(1865)川口番所詰③105B1
 ④本川番所詰③124A3, ②116
 (天保2父源内家督)
- ③5 丸毛久兵衛……弘化2(1845)納戸奉行次席③91B21
 ④切米②243B2
 ④納戸奉行次席(広式詰)③118B10,
 ②73(天保3父三郎兵衛家督)
- ③6 沢 徳三郎……天保9(1838)側詰膳番兼③73A3
 天保13(1842)持弓筒頭/供頭③60A3
 天保14(1843)中小姓頭③47B2
 園徳三衛
 弘化4(1847)騎馬弓筒頭③46A30
 ④iii 長晟公え相勤家筋②218A
 嘉永5(1852)用人③42A27
 安政2(1855)年寄③88B30(外衛)
 ④109A21(外衛忠烈/
 浅野中務懋昭/式部/松堀)
- 沢 外衛……安政3(1856)中老格③88A2
 (浅野卜附)
- ③7 松岡良策……安政2(1855)側医師並③87B22
- ②1~③7 高橋新一編『「芸藩輯要」人名索引』

家の内くま／＼までものこさねとやらひかたきは老の鬼かな

小鷹狩元凱『広島雑多集』
 (三元凱十著)

(嘉永六年八月十二日頭書) 十二日/去
 九三日、宇品沖二而三木茂大夫殿方棒火矢
 船打之稽古有之候処、過二而炮薬へ火入、
 門人中段々怪我人有之、近藤牛之助殿、外
 二老人別而之大怪我二而、牛之助殿者其後
 落命被致、今一人之衆者死生未定候之由、
 早打之稽古二有之候由、御船者七反帆二
 而、御水主之者も兩人致怪我候之由也、後
 二承候処、今一人者百々佐吉殿、外二近藤
 田十郎殿・若月采次郎殿、都合四人之内二
 而、佐吉殿別而大怪我二有之候由也

「村上家乗」続編卷十

箱館付近の上知 箱館が神奈川条約によって国際的な関係を持つと、安政元(一八五四)年六月二十六日、松前藩に命じ箱館ならびにその付近五里の地域を上知し、六月三十日には箱館に箱館奉行を置き、勘定吟味役竹内清太郎保徳をこれに補し、下野守に任じた。一方当時北辺の情勢をみると、これより先嘉永六年ロシア兵の一隊が、北蝦夷地(樺太)久春古丹に上陸占拠するということがあった。そこで幕府は当然起こる国境談判を有利に実地で決めるため(前述蝦夷地見分)、目付堀利熙、勘定吟味役村垣範正を派遣したが、両者が着いた時はロシア兵がすでに退去した後なので、その実情並びに松前、蝦夷地を調査して帰った。その結果を、「松前並蝦夷地惣体見分仕候見込之趣大意申上候書付」として安政元年九月に提出した。これは蝦夷地再直轄を決定する根拠となったばかりか、上知後の幕府の蝦夷地経営の基本方針を示唆する重要な意見書となった。

(中略)

蝦夷地の上知 幕府はこれらの意見書を勘定奉行などに示して、その意見を求めたところ、消極的ではあったが堀、村垣の意見に賛成し、翌安政二(一八五五)年正月、更に利熙、範正らは諸方面の意見を総合的に熟考したうえ、上知の必要を力説したので、幕府は同年二月二十三日、松前藩に達して、東部木古内村以東、西部乙部村以北、東西蝦夷地島々まで上知させ、箱館奉行に管轄させた。同年三月五日、西在および東西蝦夷地の版図を松前氏から受取り、東蝦夷地へは箱館奉行支配組頭河津祐邦、西蝦夷地および北蝦夷地へは、同山向篤を遣わして各場所を引き継がせた。

松前藩の処遇 松前藩の領地はこれによって著しく縮小された。士民の驚きも大きく、なかには脱藩してひそかに回復をはかろうとした者や、村名主外数名が江戸に上り、老中に駕籠訴して捕えられ、藩に引渡された者もあった。

しかし同年十二月四日、崇広は蝦夷地歳入の代償として、幕府から陸奥国伊達郡梁川、出羽国村山郡東根の地、あわせて三万石を支給され、別に出羽国村山郡尾花沢一万石分を預地とし、加えて年々金一万八千兩を給されることになり、従来一万石の格式であったものが三万石の格式となったので、前直轄時の懲罰的な移封に比べれば非常な優遇であった。そして藩主は、いぜん福山に藩臣とともにとどまり、梁川、東根、尾花沢にそれぞれ代官を派遣して治めさせた。

『函館市史』通説編第一巻

39 松前藩 まつまえはん

松前(福山)を本拠に蝦夷地を領有した外様小藩。藩主は松前氏。室町中期から戦国時代に蝦夷地の南端部に和人政権を確立した蠣崎氏が、第五世慶広のとき、一五九三年(文禄二)豊臣秀吉より、次いで一六〇四年(慶長九)徳川家康より蝦夷地(アイヌ)交易の独占権を

公認されて一藩を形成した。慶広は一五九九年松前と改姓し、翌一六〇〇年福山藩の築城と着手、一六〇六年

金子霜山(かねこ そうざん) 寛政元年、
慶応元年(一七八九)一八六五)

金子霜山(かねこ そうざん) 寛政元年、
慶応元年(一七八九)一八六五)
廣島藩儒。諱は初め忠順、中ごろ中導、のち
済民と改めた。字は伯成、号は勉廬、別に八
霜山人といひ、約して霜山と呼ぶ。通称徳之
助。寛政元年十一月九日広島に生まれる。父
は金子華山、母寺尾氏。金子家は代々家老東
城(堀田)浅野家に仕え、医を業としたが、
祖父楽山のととき本藩の儒医として登用され
た。文化元年十六歳で学問所句読師見習とな
り、同二年句読師本勤、同八年には儒員とな
り父子同職で、五人扶持を給された。同十三
年父華山が没したため家督を継ぎ、文政元年
に奥詰次席、同五年奥詰、天保七年側詰同
格、同十四年歩行頭次席となり本禄・職禄合
わせて三百石となった。文久元年御供頭同
格、同三年中小姓頭同格、職禄百石を加えて
四百石となり、別に足輕料五人を付せられた
が、さらに同年七月昇進し用人並で、足輕料
十人となった。霜山は、幼少より植田良背に
就いて神儒学を学んだが、これを基礎とし
て、当時性理学を唱導した頼春水を始めとす
る頼一門や坂井虎山が、賦詩作文が巧みで高
名であったため、同じく詩文研鑽を目指した
が、それが難しいのを悟ると経学に転じ意を
注いだ。博識をもって聞こえ、特に易学に秀
でており、江戸詰のときは幕府昌平塾の分校
龜溪書院で講義を行ったほか、藩邸において
も藩外からの門人へ広く教授した。他方政治

成した。この館は松前氏が城主でなかったため正式には福山館または福山陣屋と称したが、領民とアイヌに對しては城と称した。

松前藩の最大の特徴は、松前氏の大名知行権が石高に裏づけられた土地の支配権ではなく、単にアイヌ交易の独占権にすぎなかったところにある。このことが、松前藩の再生産構造をはじめ松前氏の家格、家臣の知行形態、財政構造、アイヌ政策、村落支配のあり方など、藩政の諸側面に決定的な影響を与えた。なかでも、蝦夷地と*和入地の区分、*商場知行制、松前三湊(松前、江差、箱館)での出入りの商船、物資、人物に対する沖ノ口番所支配体制の確立が、アイヌ交易の独占権を合理的に実現するための大きな柱となった。松前氏は無高となつたため家格も石高表示がむすしなく、一六三四年(寛永十一年)二代藩主公広が一萬石の人積りをもって將軍家光の上洛供奉を務めているものの、当初は*交代寄合として遇され、一七一九年(享保四)に初めて正式に一萬石格となった。藩財政も当初はアイヌ交易はじめ鷹や砂金などの特産物収益に依存していたが、一七世紀末以降、砂金と鷹の減少、アイヌ交易の不振、代わって松前・蝦夷地での鱈、鮭、昆布漁の発展、商場の商人による請負経営の発達、移住人口の増加と本州諸港との商品流通の発展という諸現象をみるなかで、一八世紀半ば以降は*場所所請負人の運上金や沖ノ口諸役口銭の収益が主軸を占めるようになった。

またこのころから松前・蝦夷地は、鱈、鮭、昆布をはじめ、煎海風、干し鮑などの長崎*倭物の産地として、幕藩体制下の経済に大きな役割を果たすようになった。その後幕府は、北方防備問題から一七九九年(寛政十一年)東蝦夷地を仮直轄し、一八〇二年(享和二)永久直轄、

〇七年(文化四)蝦夷地全域を直轄するに及んで、松前氏は陸奥国伊達郡梁川(梁川のほか常陸国信太郡・鹿島郡、上野国甘楽郡・群馬郡のうちで九〇〇〇石、内夷

城を命じられたのは九州福江藩五島氏と松前氏のみで、この城は日本式最後の築城となった。しかし五五年の箱館開港にともない、西部の乙部村以北、東部の木古内村以東の旧領地の大部分が再び幕領となり、替地として陸奥国伊達郡梁川・出羽国村山郡東根に計三万石、他に出羽国尾花沢一萬石を預地とされ、かつ年金一萬九〇〇〇両を給された。これにより松前氏は初めて石高と直結した三萬石の城持大名となつたが、六八一六九年(明治元)一の箱館戦争で大きな打撃を受けた。六九年六月には館藩と改称、七一年の廢藩置縣で館県となり弘前県、青森県を経て、七二年開拓史に編入された。

『新撰北海道史』2、一九三七年。「松前町史」通説編1上・下、一九八四・八八年。

『日本史大事典』(平凡社)

41

『三百藩家臣人名事典』6 (新人物往來社) 一六六九 安政二卯年十二月四日

伊勢守殿御渡 御勘定奉行江

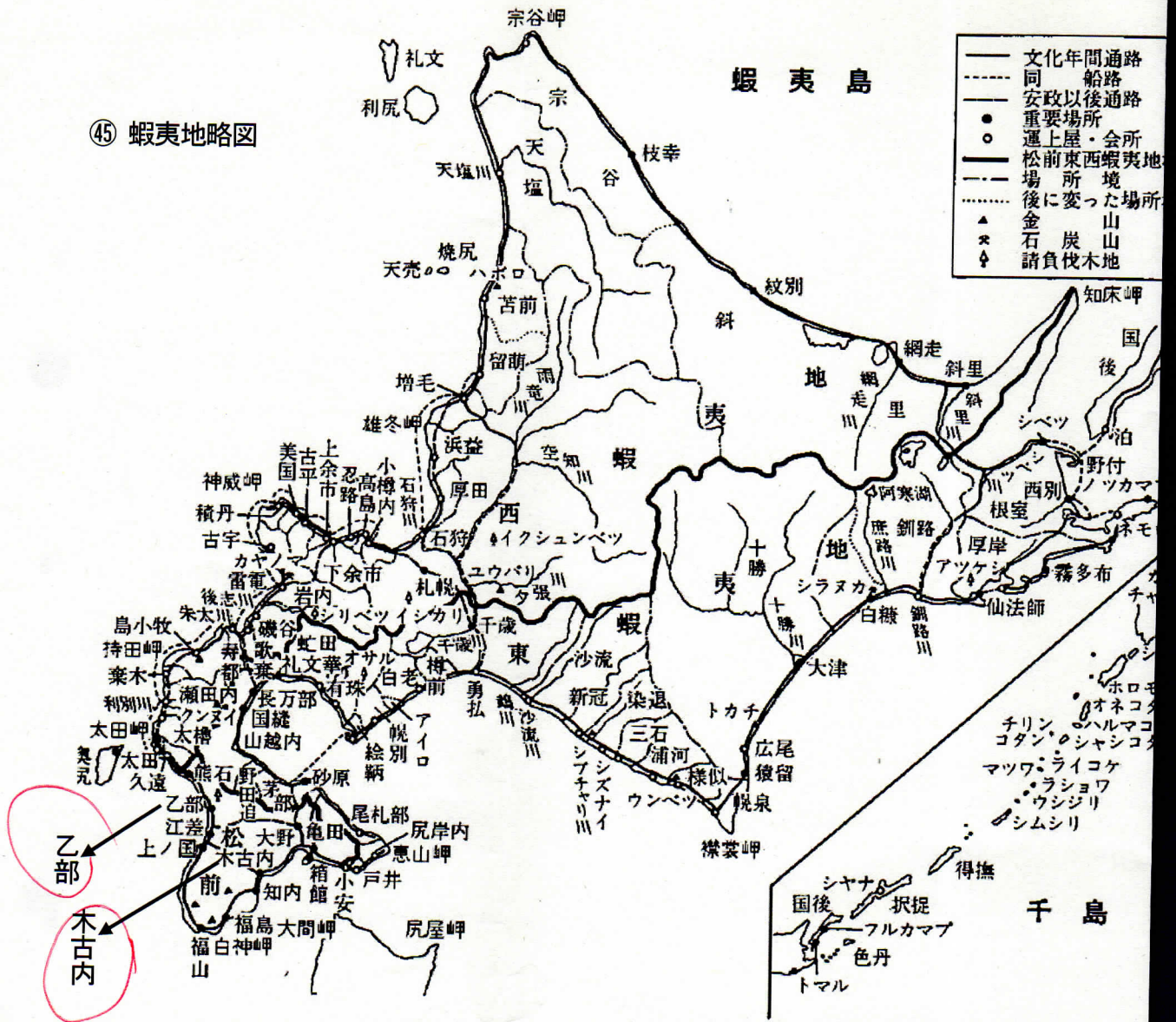
松前伊豆守

此度東西蝦夷地西在乙部村、東在木古内村迄嶋々共、一円上知被 仰出候、為替地陸奥国伊達郡、出羽国村山(郡)之内、高三萬石、込高老万三百五拾八石余共被下、且又為御手当、年々金老万八千兩宛被下、以来三萬石高之家格被 仰付候、委細之儀者御勘定奉行江可被談候、

右之通、申渡候間、可被得其意候、 十二月

『幕末御触書集成』一 (岩波書店)

④5 蝦夷地略図



④3・④4 『国史大辞典』 (吉川弘文館)

こみたか 込高 江戸時代 領主の領地を變更するときに、年貢率の高い知行地から年貢率の低い知行地に移る際に、知行高以上に与えた高を込高という。たとえば一萬石の大名が四五%の年貢率で四千五百石の年貢収量であったのが新領地へ移って、そこで行われていた四〇%の年貢率を踏襲すると、その年貢収量は四千石に減ってしまうことになる。この場合、新領地の年貢率は引き上げないでそのまま据え置いて、しかも旧領地と変わりない年貢収量にするために、新領地で一萬石のほかに千二百五十石を渡す。この一萬石のほかに増して渡した千二百五十石が込高である。三河国西尾城主から美作国勝山城に移った三浦志摩守明次の領知目録(美作勝山藩志稿)の末尾には、「高合計式萬三千石」に続いて「外七千七百四拾石石六斗四升九合是者物成詰込高也」と表示している。込高は知行高のほかにあったのである。込高の逆の場合を延高(のべだか)という。年貢率四〇%の領地から年貢率四五%の領地に移された場合には、同じ一萬石の知行高でも、実質的には一萬二千二百五十石の増と同じ年貢収量をあげることができ。しかし、この場合は一萬石の高を減ずるようなことをしなかつたので、この実質的に増加した千二百五十石分を延高といふのである。加増の場合も同様で、増給された土地の年貢率が、他のこれまでの領地より低い年貢率であった場合には、加増高以上の石高が与えられ、これもまた込高といふ。いづれにしても、新しい領地で年貢を引き上げることのないように配慮した政策から出たものである。

〔参考文献〕 大石久敬「地方凡例録」一下
 (『日本史料選書』一) (伊藤好一)

令和四年七月例会資料(六月分後追い)

村上家乗安政二年十二月十一日〜十二月廿日

一、先々の解説文活字読み確認点

十二月九日8行目「夫等之儀二而右様」傍線部は「義」

二、指摘・意見・質問・他諸々

① 十二月十七日「伊勢三村梶助大夫」

同朋大学佛教文化研究所紀要 第三十八号の表② 安永六年(1777)時点における紀州を檀那場に持つ伊勢御師一覧に

伊勢外宮御師名 居住地 御祓い銘

三村奎 下中之郷町 三村大夫・三村梶助大夫

と出て来ます。

時代は違いますが同家系の人と思います。姓が三村、祓い名が梶助大夫ということでしょう。

三、報告・お知らせ

◇ 会員動静

退会 A2班の児玉成子さん B5班の木村富子さんが6月例会を以て退会されました。

◇ 八月は例年通り夏休みとします。

九月例会は、九月十日(第2土曜日)午後一時半

於第一・第二研修室です。第二研修室黒板を前とします。当日の会場当番は、A2班及びB3班です。

十月例会は、十月八日(第2土曜日)です。

◇ 今月は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で前回より1つ

宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください。

◇ 本日、次期テキスト「八木村旧記諸控帳」をお配りします。

久し振りに彦右衛門以外の文字を読みますが、癖のある字ではないので何とかなるでしょう。

彦右衛門殿 暫し其二而御待ち下され、酒など出し置きます程に・・・W

毛筆で墨継ぎをする前はどうしても文字が薄くなってしまいました。

何とか見えるようにコピーしましたが、それでも消えてしまったところがあります。

i P39-8行目



朱文字はやや薄く見え、読みづらいところがあります。

i 各事件?の前に朱で「卷十七」の番号が振ってあります。

ii P66-7行後 朱で取消し線、右に朱で訂正文

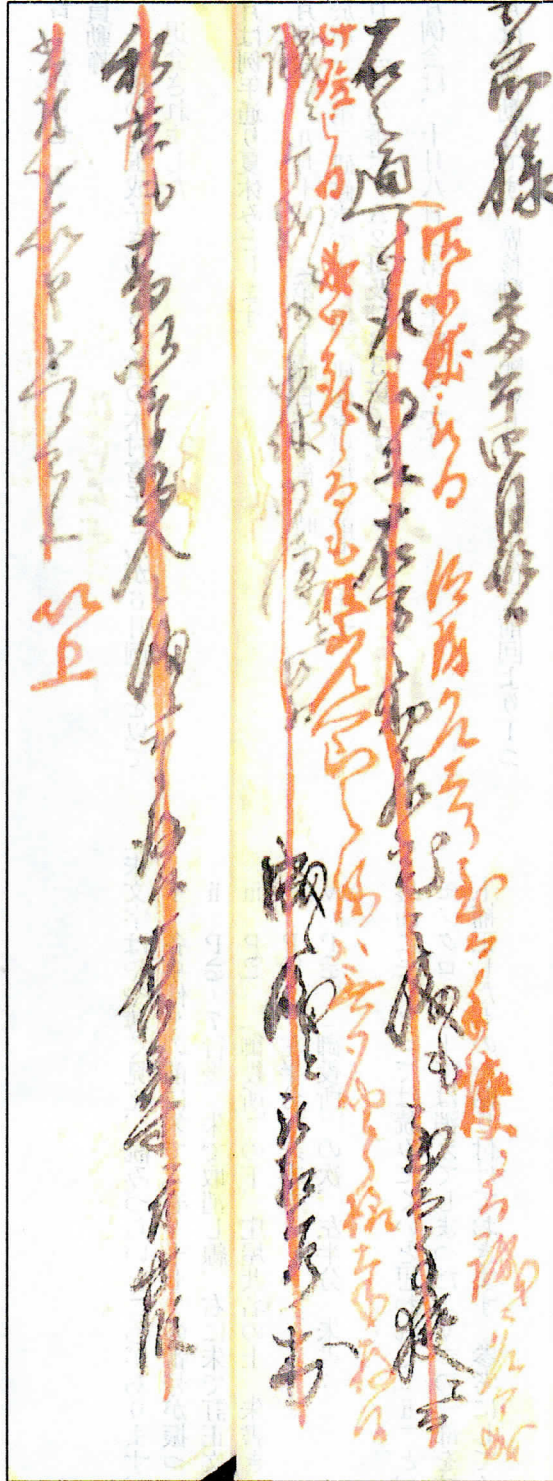
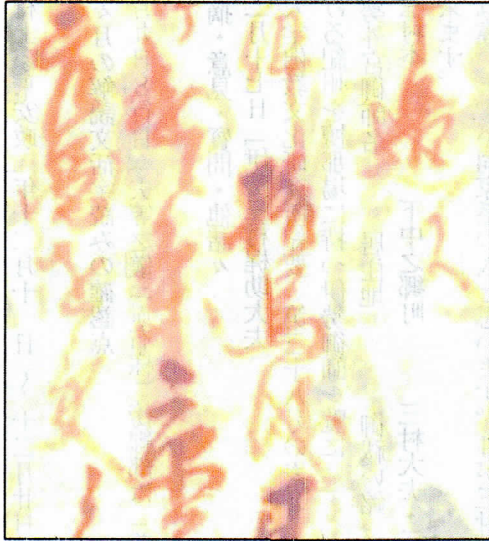
iii P64 「御役所」の下、庄屋共名の上 朱書き

iv P66 左半分 朱書き

v P68 「御役所」の次、左半分 朱書き

裏面にモノクロでは読みにくいと思われる「ii」と、

モノクロコピーでは消えてしまった「v」の一部を拡大・コントラスト補正したものを貼り付けておきます。参考にしてください。



合編四十一頁(公衆書庫(六日合巻組))

日清製鉄

大正六年(一九一七)



本館は、本館の蔵書... 本館は、本館の蔵書... 本館は、本館の蔵書...

本館は、本館の蔵書...

本館は、本館の蔵書...